

八戸地域広域市町村圏事務組合告示第4号

八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例第31条の8第3項、第31条の9及び八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防規則第5条の3の規定に基づき、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定し、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

八戸地域広域市町村圏事務組合  
管理者 熊谷雄一

条例第31条の8第3項及び同第31条の9に規定する管理者が指定する対象となる区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条及び第7条の2に規定する森林のうち、管理者が必要と認める森林（以下「森林」という。）及び森林を有する地区又は森林に近接している地区であって、次の表に掲げる区域とする。

市町村名	対象区域
八戸市	南郷全域、石手洗、市川町、上野、大久保、金浜、河原木、北インター工業団地一丁目、北インター工業団地三丁目・四丁目、櫛引、是川、坂牛、鮫町、沢里、尻内町、白銀町（字佐部長根に限る。）、田面木、十日市、豊崎町、中居林（字狐平・字駒ヶ沢に限る。）、糠塚、根城、松館、妙、八幡
三戸町	全域
五戸町	全域
田子町	全域
南部町	全域
階上町	全域
新郷村	全域

おいらせ町	青葉二丁目、青葉六丁目～十丁目、阿光坊、洗平、鶉久保、鶉久保山、内山平、上久保、木崎、北下田、木ノ下南、黒坂谷地、神明前、千刈田、外小橋、染屋、立蛇、堤田、豊、豊栄一丁目、豊原一丁目・二丁目、中下田、中平下長根山、中野平、西後谷地、沼端、浜道、東下川原、東下谷地、一川目、一川目一丁目～四丁目、深沢一丁目・二丁目、深沢平、瓢、二川目一丁目～四丁目、古間木山、松原一丁目・二丁目、緑ヶ丘五丁目・六丁目・八丁目～十丁目、向坂、向平、向山一丁目～五丁目、向山東一丁目～四丁目、向山南、山崎、洋光台一丁目～四丁目・六丁目、若葉一丁目・二丁目・七丁目・九丁目
-------	--